

高第1417号  
令和4年8月26日

各	特別養護老人ホーム	}	施設長 様
	養護老人ホーム		
	軽費老人ホーム		
	有料老人ホーム		
	サービス付き高齢者向け住宅	}	管理者 様
	介護老人保健施設		
	介護医療院		
	介護療養型医療施設		

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長  
(公印省略)

高齢者施設職員等に対するPCR検査（9月分）の実施について（依頼）

日頃、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底に御協力いただきお礼申し上げます。  
県では、高齢者施設の職員等に対するPCR検査事業を9月末まで実施することとしました。

については、各施設におかれましては、別紙を御参照の上、検査の実施について積極的に御検討いただきますようお願いいたします。

なお、本PCR検査については、政令中核市（千葉市、船橋市及び柏市）に所在する施設は対象外となります。

※ 未使用の検査キットがある場合は、そちらを優先して使用し、全ての検査キットを使い切るように努めてください。

**ただし、令和4年3月までに配付をしたキットについては、保存液の有効期間が切れるため使用せず、廃棄してください。**

※ 対象施設

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護の職員

【担当】

千葉県健康福祉部高齢者福祉課地域活動推進班

野村 齋藤

043-223-2342

kourei00@mz.pref.chiba.lg.jp